

物価高騰等を踏まえた自治体病院への支援を求める意見書

旧掛川市立総合病院と旧袋井市立袋井市民病院とが統合して開院した掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センターは、両市のみならず中東遠圏域における急性期医療を担う重要な中核病院として、救急医療、小児医療、周産期医療、高度医療といった、採算がとれにくい多くの分野を担うとともに、開業医や介護施設等との連携にも力を入れ、地域住民の健康を守るために重要な役割を果たしている。特に、新型コロナウイルス感染症の流行時には、静岡県内全域から感染者を積極的に受け入れるなど、感染拡大防止と患者治療の中心的な役割を果たしました。

また、聖隸袋井市民病院は、全国に先駆けて行われた地域医療の役割分担の責務として、中東遠総合医療センターをはじめとする急性期病院の後方支援病院としての役割を果たしながら、患者が安心して在宅復帰するために地域診療所や介護事業所等との連携などを通じて、切れ目のない医療を提供している。

このように、自治体病院は、民間では採算が確保しにくい政策医療を担う「地域医療の最後の砦」であり、その安定的な運営は地域住民の健康を守る上で不可欠である。

しかし、昨今の医療機関の経営においては、人件費の増加や物価高騰の影響により業務に要する費用が大きく増加している。これに対し、公定価格である診療報酬は、独自の判断で価格転嫁を行うことができないため、診療報酬による収入では費用の増加分を賄うことなどが困難な状況にあり、経営努力だけで対応するには限界があり、地域住民を守るための病院経営は非常に厳しい状況におかれている。多くの自治体病院では地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても経常収支がマイナスとなっている。特に急性期病院では、医療の高度化に伴う薬剤、医療機器や診療材料の価格高騰に対し、診療報酬が十分に確保されていないことから、収支の悪化を招いている。このような状況の下、病院を支える自治体からの財政支援により、一般会計による負担が増すことになれば、自治体の財政運営にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、地域医療を守るため、入院基本料をはじめ、診療報酬改定の早期の実施や臨時的な診療報酬加算の創設など、物価高騰や人件費上昇に柔軟かつ速やかに対応すること。
- 2 上述の適切な制度改正が実施されるまでの間は、国からの直接補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。
- 3 政策医療に対する地方交付税措置の充実に加え、病床割単価の増額や元利償還金に関する算定基準の改善など、地方財政措置を充実すること。
- 4 自治体病院等を整備・運営する自治体に対し、病院事業に係る地方交付税の算定単価のさらなる引上げ等、十分な財政措置を講じること。また、病院事業債の返済に関して、一般会計からの繰出基準を引き上げるとともに、建築資材価格や労務単価の上昇等の実態を踏まえ、地方交付税措置の積算に用いる建築単価の上限をさらに引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 様